

## 県民意見制度による提出意見とそれに対する県議会の考え方(対応方針)

No	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する議会の考え方
1	全体	○金融に関する正しい知識がワースト1位（県外の機関が調査）だった過去もあり、年齢世代業職種地域等問わず正しい金融に関する正しい知識を教育する場所や時間を設けるべきです。	1	<p>(記述済み)</p> <p>県民の幅広い世代、また事業者が電話詐欺等による被害の防止についての関心と理解が深められるよう、第8条において、「県は、電話詐欺等による被害の防止についての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、電話詐欺等による被害の防止に関する広報活動、学習の機会の充実等を通じて普及啓発を図るよう努めるものとします。」と記述しております。</p>
2	全体	○生涯学習の一貫や小中高大・専門学校・企業向け研修専用会場に行けない方への出張講座等も行うべきです。 その際、自分は大丈夫はないと教え込む。	1	<p>(実施段階検討)</p> <p>第3条において、「県は、電話詐欺等の被害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。」とし、第7条において「県は、電話詐欺等による被害の防止に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携を図るとともに、市町村が行う電話詐欺等による被害の防止に関する施策の推進について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。」としており、今後、県又は市町村により、被害防止のための具体的な施策が検討されることとなります。</p>
3	全体	○「おかしいと思ったら消費者庁へ」等の連絡先ステッカーを配りまくることが大切です。 一部世帯には、詐欺電話の可能性を告げてくれる機械の支給または購入のための補助金支給も行うべきです。	1	<p>(記述済み)</p> <p>第3条において、「県は、電話詐欺等の被害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。」とし、第7条において「県は、電話詐欺等による被害の防止に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携を図るとともに、市町村が行う電話詐欺等による被害の防止に関する施策の推進について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。」としており、今後、県又は市町村により、被害防止のための具体的な施策が検討されることとなります。</p>